

学校法人堀之内学園役員の報酬等支給基準

（目的）

第1条 この基準は、学校法人堀之内学園（以下本学園という）の寄附行為第60条3に基づき理事・監事・評議員（以下役員等という）に支給する報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（役員報酬・額）

第2条 理事長・常務理事に対して、毎月役員報酬を支給する。理事長の年度報酬総額上限は360万円、常務理事の年度報酬総額上限は1,200万円とし、その範囲で理事会において、それぞれ支給額を決定する。

2 非常勤の理事・監事・評議員については、理事会又は評議員会出席など、法人運営のための業務にあたった都度、税込み額2万円を支給する。

3 設置校・保育園に所属する職員理事については、役員報酬は支給しない。但し第4条2項の金員を除く。

（支給・控除）

第3条 常勤理事報酬は月額で設定し、支給日及び控除等の取り扱いは、東京立正短期大学職員に準じる。

（理事の退職報酬額）

第4条 本学園理事を退職する場合、在職年数に応じ下記のとおり退職報酬を支給する。但し非常勤理事については、職務遂行の状況によって減額することがある。

- | | | |
|----------|---------|-----------|
| 1. 理事長 | 10年以上勤務 | 600万円 |
| | 1～9年勤務 | 60万円×在職年数 |
| 2. 常勤理事 | 10年以上勤務 | 500万円 |
| | 1～9年勤務 | 50万円×在職年数 |
| 3. 非常勤理事 | 10年以上勤務 | 60万円 |
| | 1～9年勤務 | 6万円×在職年数 |

2 理事長・常務理事の退職（職務の変更により、報酬額が半額以下になった場合を含む）の場合は、最終報酬月額×在任年数（年未満は月割り、月未満は切り上げ）で得た金額と前項の金額のより高い金額を支給する。

（監事の退職報酬額）

第5条 本学園非常勤監事を退職する場合、在職年数に応じ下記のとおり退職報酬を支給する。但し職務遂行の状況によっては減額することがある。

- | | |
|---------|-----------|
| 10年以上勤務 | 150万円 |
| 1～9年勤務 | 10万円×在職年数 |

（評議員の退職報酬額）

第6条 本学園評議員を退職する場合、在職年数に応じ下記のとおり退職報酬を支給する。但し職務遂行の状況によっては減額することがある。

- | | |
|---------|----------|
| 10年以上勤務 | 40万円 |
| 1～9年勤務 | 4万円×在職年数 |

（死亡退職金）

第7条 本学園役員等が死亡のときは、第4条から第6条までに定める金額を、以下の遺族に弔慰金として支給する。

- ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦理事会の定める者

（在職期間の計算）

第8条 次号の場合を除き役員等が継続して再任された場合、その在職年数は通算するものとする。
2 理事の身分変更（理事の勤務形態が変更してその給与が半分以上となった時、常勤が非常勤になった場合等）また理事と監事との間の移行があった場合は、従前勤務に対する退職金は清算するものとする。

（費用）

第9条 常勤役員には、通勤費を支給する。なお、設置校・保育園に所属する職員理事については、これを支給しない。
2 非常勤役員については、法人運営のための業務にあたった都度、旅費を支給する。
3 役員等が職務の執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
4 新幹線料金・特急料金・グリーン料金およびタクシー代等は、役員等の個々の事情に応じて、常務理事の決裁により、これを支給するものとする。

（日割り計算）

第10条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
3 月の途中における就任・退任・解任の場合の報酬月額については、その月の総日数から日曜日土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数処理）

第11条 前条の規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、その端数が50銭未満であるときには、これを切り捨て、50銭以上であるときには、これを1円に切り上げるものとする。

（規定外事項）

第12条 この基準に定めなきことは、理事会の定めるところにより、報酬等を支給するものとする。

（補足）

第13条 この基準の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の意見を聞いて、別に定めることとする。

（改廃）

第14条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聞いた上で、理事会の議を経て行う。

附則

この規定は平成22年11月1日から施行する。

この規定は令和2年4月1日から施行する。

この基準は令和7年5月31日改正、令和7年4月1日に遡及して施行する。